

保護施設専門分科会における無料低額宿泊所基準条例検討結果についての報告

1 分科会における検討経過について

令和2年6月～7月	基準省令に基づく論点整理
令和2年8月	意見の集約（書面実施）
令和2年9月	第1回検討会の実施（書面実施）
令和2年10月	第2回検討会の実施（WEB会議）
令和2年11月	条例骨子案の取りまとめ

※骨子案については令和2年12月中にパブリックコメントが実施された（意見提出なし）

2 条例案の検討時における考え方

（1）基準省令で示された設備・運営面の基準で過不足がないか

【検討結果】 基本的には満たされているため同じ内容とするが、下記事項を拡充・削除する

- ・入居者の安全確保のため、災害対策、衛生管理に係る具体的な対策を講じることを求める
- ・サービスの質を保つこと及び地域の実情から、居室面積の下限についての緩和措置（7.43㎡を4.95㎡に緩和）を削除

（2）他の社会福祉施設に係る既設条例の規定との統一性が確保されているか

【検討結果】 他の条例に設けられている、県内産食材の利用促進を追加する

3 条例案の主な内容

事業範囲の明確化	・入居対象者を「生計困難者に限定している場合」や「生活保護受給者が定員の概ね50%以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。
防火・防災対策	・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がかからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。 ・非常災害対策の具体的な計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。
利用手続き ・利用料金の適正化	・食事の提供等サービス内容や利用料金等を盛り込んだ運営規程を整備し、県に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。 ・運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
県独自基準	・食事を提供する場合は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努める。 ・換気を十分に行うこと、熱中症を予防するための必要な対策を講ずるよう努める。 ・感染症、食中毒等の発生予防、発生時の対応の具体的な計画を策定するよう努める。 ・火災、震災、風水害、噴火等に対する具体的計画を作成し、年1回以上の定期的な避難救出訓練等の必要な措置を講ずる。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準条例骨子案

地域福祉課

1 条例の名称

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準条例（仮称）

2 骨子案

項目	条項	基準の内容		県基準の考え方
		国基準（省令）	県基準	
非常災害計画	8の1	無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。	無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、 <u>火災、震災、風水害、噴火その他の非常災害</u> に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない	災害対策を充実するため（災害の種類を具体的に例示）
	8の2	無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、少なくとも一年に一回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	国基準のとおり	（避難訓練の回数等の詳細は解釈通知に追記）
居室面積	12の6の1のハ	第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。一 居室（略）ハ一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、四・九五平方メートル以上とする	第四項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。一 居室（略）ハ一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。 ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、四・九五平方メートル以上とする	利用者のサービス向上に繋がるため（ただし書き以下を削除）

食事の提供	18	無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場 合、量及び栄養並びに当 該入居者の心身の状況 及び嗜(し)好を考慮し た食事を、適切な時間 に提供しなければならない い	(国基準に第2項として 下記の条文を追加) 2 食事の内容は、県産 の農畜産物等を利用し たものとするよう努め なければならない	利用者のサービス 向上に繋がるため (上乘せ)
感染症対策	25の2	無料低額宿泊所は、当該 無料低額宿泊所におい て感染症、食中毒又は害 虫が発生し、又はまん延 しないように必要な措 置を講ずるよう努めな なければならない	無料低額宿泊所は、当該 無料低額宿泊所におい て熱中症、感染症、食中毒 又は害虫が発生し、又は まん延しないように、発 生予防及び発生時の対応 計画の作成等の必要な措 置を講ずるよう努めな なければならない	利用者のサービス 向上に繋がるため (下線部を上乘せ)
上記以外			国基準通り	

※条文案はパブリックコメント実施時のもののため変更されている場合があります。

※居室面積については、ただし書き以下の取り消し線部分を削除し、規則で定めるため
条例案からは削除されています。

無料低額宿泊所基準条例の主な項目・内容

条数	項 目	基 準 の 内 容
3	事 業 の 範 囲	(報告書のとおり)
7	職 員 等 の 資 格 要 件	【施設長】 社会福祉士等の資格保有者又は社会福祉事業で2年以上の経験を有する者等 【職 員】 できる限り社会福祉士等の有資格者でなるよう努める 【暴力団員等の排除】 職員等は暴力団員等であってはならない
8	運 営 規 程	施設運営の重要事項に関する規程を定めなければならない
9	非 常 災 害 対 策	(報告書のとおり)
11	規 模	5人以上の人員を入居させる規模を有しなければならない
12	サテライト型住居の設置	本体施設と一体的に運営される附属施設(入居定員4名以下)を設置できる
13	設 備 の 基 準 1	(報告書のとおり)
	設 備 の 基 準 2	【必須設備】 居室、炊事設備、炊事場、洗面所、便所、浴室等 【必要に応じて整備】 共用室、相談室、食堂
14	職 員 配 置 の 基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は必置 ・提供するサービス内容に応じた適当数の職員を配置する
15	利 用 手 続 等 の 適 正 化	(報告書のとおり)
16	入 退 居	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の心身の状況や生活の状況等の把握に努める ・入居者が適切なサービスを受けられるように援助に努める
19	食 事	(報告書のとおり)
20	入 浴	1日1回の入浴機会を提供すること
21	状 況 把 握	1日1回以上の訪問等により入居者の状況を把握する
22	施 設 長 の 責 務	施設長は職員の管理、入退去の調整等の業務を行う
23	職 員 の 責 務	入所者からの相談に応じ、適切な助言及び必要な支援を行う
24	勤 務 体 制 等 の 確 保	勤務体制を整備し、職員研修の機会を確保する
26	衛 生 管 理 等	(報告書のとおり)
27	日 常 生 活 に 係 る 金 銭 管 理	原則、入居者本人の管理とし、金銭管理制度の活用を妨げない
29	秘 密 保 持 等	職員や退職者による秘密漏洩の禁止及び防止措置を実施する
31	苦 情 解 決	苦情受付窓口の設置など必要な措置を講じる、苦情を記録、保存する等
32	事 故 発 生 時 の 対 応	サービス提供による事故発生時に、県・家族等へ連絡し必要な措置を講じる

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例案について

健康福祉部地域福祉課

1 制定の理由

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定める。

2 無料低額宿泊所とは

- ・ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（学生下宿や社員寮、簡易宿泊所、旅館、古アパート等を改装したものが多い）
- ・ 全国に 570 施設（運営主体：NPO 法人 401、営利法人 76、社会福祉法人 40、その他 53）
- ・ 長野県内に該当施設なし

3 法改正の背景

生活保護受給者に劣悪な居住環境やサービスを提供しつつ、不相应な料金を保護費から支払わせる貧困ビジネスが社会問題化、火災等の事故発生もあり、その対応として規制強化を行う。

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について

介護支援課

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けるほか、所要の改正を行う。

2 主な改正の内容

全介護サービス事業者を対象に以下の改正を行う。

項目	主な内容
業務継続に向けた取組の強化	業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練の実施等を義務付ける。
感染症対策の強化	施設系サービスについて、現行の委員会の開催・指針の整備・研修の実施に加え、訓練の実施を義務付ける。 施設系サービス以外のサービスについて、委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施を義務付ける。
高齢者虐待防止の推進	虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催・指針の整備・研修の実施とともに、これらを適切に実施するための担当者を定めることを義務付ける。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 改正する条例

- (1) 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- (3) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- (6) 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (9) 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

障がい者支援課

1 位置付け

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、国の定める基本指針に即して、広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保に関する3年間の計画を策定する。

(市町村も同様に国の指針に即して市町村計画を策定。)

※ 障がい者プラン 2018 と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5
障害者計画（障害者基本法） ※障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期計画（6年間）	長野県障がい者プラン 2018 として 一体的に策定済み					
障害福祉計画（障害者総合支援法） 障害児福祉計画（児童福祉法） ※サービス確保に関する計画（3年間）						
	第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画				第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画	
					今回策定	

2 計画策定の基本的な考え方

- (1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の達成状況を点検・評価した上で、未達成項目については、再チャレンジを、達成した項目については、取組の更なる充実を目指す。
- (2) 障がい者の重度化・高齢化などの社会情勢の変化や、重症心身障がい、発達障がい、強度行動障がいなど多様な障がいに対応するため、各種取組の充実・強化を目指す。
- (3) 地域課題の解決に向けて市町村計画との整合性を図り、市町村との連携強化を目指す。
- (4) 国の定める基本指針を加味して、国補助金（地域生活支援事業など）の活用を目指す。

3 計画の主な内容

(1) 成果目標

障がい者児の地域生活の充実や社会参加の促進を図るため、7つの柱に23の目標を設定

(2) 必要サービス量の確保（活動指標）

利用者の増加が見込まれる障害福祉サービスの提供体制の確保に関する取組方針を策定

(3) 圏域ごとの計画

地域における課題を解決するため、障害保健福祉圏域ごとに重点項目と取組方針を策定

4 計画案策定の経過及び今後の予定

年月日	実施事項
R2. 8月 9～11月 10～11月	市町村・保健福祉事務所・地域自立支援協議会に対して説明会を実施 圏域ごとに市町村のサービス見込量の調査や必要な方策について調整 県障がい者施策推進協議会等の審議会で策定方針を説明し、意見聴取
R3. 2月 2～3月	県障がい者施策推進協議会等の審議会で計画素案を説明し、意見聴取 パブリックコメント実施後、部局長会議（3.26）で正式決定

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（案）の概要

長野県障がい者プラン 2018 の主な目標

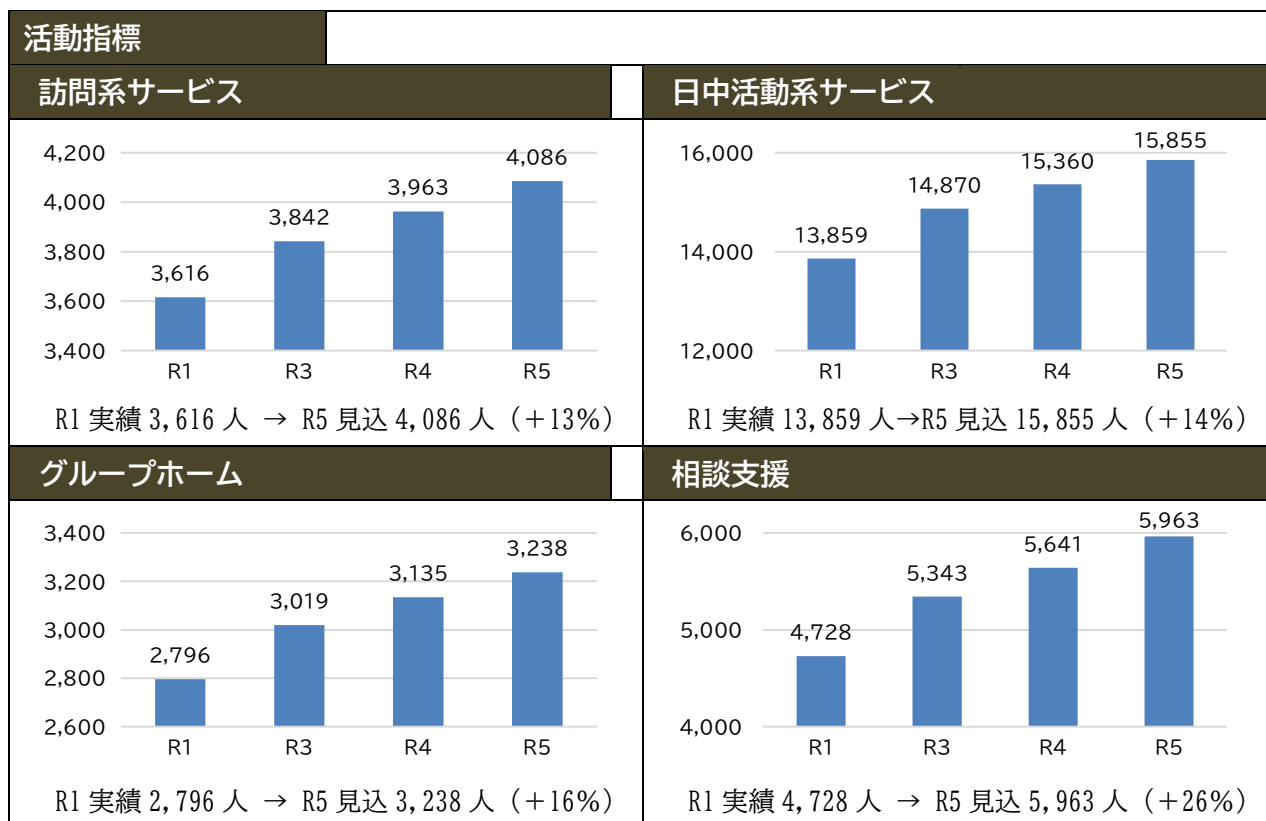
重点分野	主な目標項目	基準値	R1 実績	目標
権利擁護の推進	成年後見申立件数	509 件 (H28)	504 件 (R1)	600 件 (R5)
	あいサポーター数	45,088 人 (H28)	65,069 人 (R1)	127,000 人 (R5)
地域生活の支援	地域生活移行者数	169 人 (H26-28)	99 人 (H29-R1)	276 人 (H29-R2)
	地域生活支援拠点	2 か所 (H28)	11 か所 (R1)	10 か所 (R2)
社会参加の促進	月額平均工賃	15,246 円 (H28)	15,970 円 (R1)	21,000 円 (R5)
	法適用企業の雇用障害者	6,075 人 (H28)	6,769 人 (R1)	7,599 人 (R5)
切れ目ないサービス	強度行動障害研修修了者	367 人 (H28)	378 人 (R1)	1,417 人 (R5)
	発達障がい者サポーター	8,160 人 (H28)	14,883 人 (R1)	22,000 人 (R5)

連動

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

①福祉施設入所者の地域生活移行	目標設定の考え方	支援策等
令和元年度末の入所者 2,256 人 → <u>地域生活への移行者 220 人</u> 移行 (9.8%) (過去3年の実績 99 人 H29-R1) → <u>施設入所者の減少数 146 人</u> 減少 (6.5%) (過去3年の実績 90 人 H29-R1)	現行計画の目標未達成の状況を踏まえ、市町村計画と調整の上、国の基本指針からさらに上積み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設整備費補助金を活用したグループホーム整備 ・ 人材育成による地域の相談体制の強化
②福祉施設から一般就労への移行	目標設定の考え方	支援策等
福祉就労施設から企業等への就職者 R1 実績 265 人 → <u>R5 420 人</u> (1.58 倍) 就職者のうち <u>就労定着支援事業利用 R5 266 人</u> (全体の 63%) 就労定着率 <u>8割以上</u> の事業所 → R5 全事業所の <u>80%以上</u>	コロナの影響や就労移行事業所の減少等を踏まえ、市町村計画と調整の上、一部項目は国の基本指針から上積み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等における職場実習の促進 ・ 障害者就業生活支援センターによる就労移行支援、定着支援
③地域生活支援拠点等の機能の充実	目標設定の考え方	支援策等
圏域ごとに地域生活支援拠点を1つ以上確保 → 前倒しでほぼ達成済み 拠点の機能充実のための運用状況の検証・検討 → <u>年1回以上</u> 実施	拠点整備については全国的にも先進的に取組を進めており、引き続きの機能強化を図るため評価体制を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県自立支援協議会と協働した研修会実施 ・ 市町村の地域生活支援事業への財政支援
④精神障がいに対応した地域包括ケアシステム	目標設定の考え方	支援策等
令和元年度末入院患者 3,824 人 (精神科) → <u>入院3か月後の退院率 69%以上</u> (H29 69%) → <u>入院1年後の退院率 92%以上</u> (H29 90%) → <u>1年以上長期入院者 1,770 人</u> (R1 末 2,293 人)	過去の実績を踏まえ、国の基本指針に即して設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉事務所や地域生活支援コーディネーター等による地域での啓発強化 ・ 人材育成による地域の相談体制の強化

<p>⑤障がい児支援の提供体制の整備</p> <p>児童発達支援センター、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス</p> <p>→ 全市町村で利用できる体制を確保</p> <p>医療的ケア児支援の協議の場の設置とコーディネーターの設置</p> <p>→ 県及び圏域ごとに設置</p>	<p>目標設定の考え方</p> <p>国の基本指針に即して、引き続き圏域単位での取組を継続</p>	<p>支援策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等支援体制構築事業を活用した人材育成、啓発活動 ・医療的ケア児の通所施設への上乘せ助成
<p>⑥相談支援体制の充実強化</p> <p>総合的・専門的な相談支援の実施</p> <p>地域の相談支援体制を強化する体制の確保</p> <p>→ 圏域ごとに体制を確保</p>	<p>目標設定の考え方</p> <p>既に10圏域体制で総合支援センターを整備済みであり、更なる機能強化を目指す</p>	<p>支援策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的かつ重層的な相談支援体制を強化 ・療育コーディネーター、就業生活支援ワーカー等の配置
<p>⑦障害福祉サービス等の質の向上</p> <p>障害福祉サービスに係る各種研修</p> <p>審査支払システムの活用による請求過誤の排除</p> <p>→ 監査結果の市町村との共有</p> <p>→ 事業所運営の適正化</p>	<p>目標設定の考え方</p> <p>現在の状況を踏まえ、国の基本指針に即して設定</p>	<p>支援策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村事務担当者会議等の開催 ・保健福祉事務所による実地指導



<p>圏域計画</p>	<p>地域の実情に応じ地域レベルで課題等を整理して施策を推進するために、10圏域ごとに圏域の自立支援協議会と共同で協議を行い策定</p>
--------------------	--

<p>計画の点検・評価</p>	<p>毎年度、進捗状況を点検し、県障がい者施策推進協議会及び県自立支援協議会に意見聴取して評価</p>
------------------------	---

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

児童相談・養育支援室
障がい者支援課

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者に対する感染症及び災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定の義務付けなどの基準を設けるほか、所要の改正を行う。

2 主な改正の内容

項目	改正内容
業務継続に向けた取組の強化	業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施・訓練の実施等を義務付ける
感染症対策の強化	感染症対策のための委員会の開催・指針の整備・研修の実施、訓練の実施を義務付ける
虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催・指針の整備・研修の実施とともに、これらを適切に実施するための担当者を定めることを義務付ける
身体拘束等の禁止	緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないこと及び身体拘束等の適正化のための委員会の開催・指針の整備・研修の実施を義務付ける

3 施行期日

令和3年4月1日

4 改正する条例

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (9) 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例